

住民税務課 ☎ 22-3037

**仕入れにかかる消費税の税額控除に必要な
インボイス制度の説明会を開催**

令和5年10月1日から、仕入れにかかる消費税の税額控除を受けるためには「適格請求書（インボイス）」の保存が必要です。事業者の方を対象に、その準備を進めていただくためのインボイス制度説明会及び登録申請相談会（個人事業者向け）を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会情報 参加料は無料、各会定員 20 名

●期日 ▶ 3月23日(木)、24日(金)、
29日(水)、30日(木)

●時間 ▶ 各会 13時30分～15時30分

●場所 ▶ 鹿屋合同庁舎4階会議室
(鹿屋市西原4丁目5-1)

●応募 ▶ 希望日2日前の14時まで、個人事業者は個人課税部門、法人事業者は法人課税部門に電話で事前申し込みをお願いします。

●問い合わせ先 鹿屋税務署
個人課税部門 ☎ 0994-42-3128
法人課税部門 ☎ 0994-42-3129

介護福祉課 ☎ 22-3030

**ころばん体操やチェア体操で健康維持
ゆうゆう運動教室の開催日案内**

高齢者向けの「ゆうゆう運動教室」を開催しますので、ぜひご参加ください。誰でも参加できる教室となっております。 ※送迎等は行いません。

開催内容 会場 ▶ 錦江町総合交流センター

日 程 ▶ 3月13日(日)、20日(日)
※ヨガ教室 3月27日(日)

時 間 ▶ 各回とも午前10時スタート

内 容 ▶ イスに座ってできる体操など
持ってくるもの ▶ 飲み物、タオルなど

※ヨガ教室に参加の方はバスタオルを持参下さい。新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止する場合があります。

※令和5年4月はゆうゆう運動教室の開催はありません。

住民生活課 ☎ 25-2511

**令和5年度地籍調査の予定地区が決定
3月から対象者へ案内を送付**

令和5年度地籍調査の対象者に、調査日程を記載した「立会依頼書」を送付します。現地調査は7月頃から始まりますので、ご協力をお願いします。



※土地の台帳名義人変更はできません。

調査区内や周辺に測量用の杭を打ちます。測量時に見通しが悪い場合は雑木などの枝払いをします。調査時に立てた「境界杭」は抜かないように管理をお願いします。

地籍調査実施済み面積 / 進捗率 (令和4年度終了時点)

区 分	全 体	大根占地区	田代地区
実施済み面積	100.34km ²	61.62km ²	38.72km ²
進 捗 率	94.19%	100%	86.23%

令和5年度調査予定地区 / 面積 / 字名

田代地区① ▶ 0.47km² / ホケノ口、込ノ尻、池ノ迫、中道、鮎ヶ迫、甕岩

田代地区② ▶ 0.68km² / 久木野

田代地区③ ▶ 0.87km² / 中村上原、供養松、小瀬戸口、前氏無、中氏無、氏無、通川路、高岩

※事業の都合により調査地区を変更する場合があります

調査予定エリア 錦江町田代麓地区・大原地区

ホケノ口、込ノ尻、池ノ迫、中道、鮎ヶ迫、甕岩 0.47km²



●錦江町役場 田代支所
中村上原、供養松、小瀬戸口、前氏無、中氏無、氏無、通川路、高岩 0.87km²

上原交差点

大原小学校

久木野 0.68km²

令和5年度地籍調査の予定地区

介護福祉課 ☎ 22-3042

**介護を必要とする在宅の重度障害者に支給
特別障害者手当額が4月に改正**

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置分）は日常生活において、常時の介護を必要とする在宅の重度障害者（児）を対象に支給されます。ただし、福祉施設に入所している方や長期間入院している方は、支給の対象外となる可能性があります。また、受給資格者や扶養義務者の前年の所得額によって、支給制限される場合があります。

手当額（月額）

手当名	令和4年度 (令和5年3月分まで)	令和5年度 (令和5年4月分から)
特別障害者 手当	27,300円	27,980円
障害児福祉 手当	14,850円	15,220円
福祉手当 (経過措置分)	14,850円	15,220円

●問い合わせ先
介護福祉課 福祉チーム ☎ 22-3042
住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511

観光交流課 ☎ 28-2488

**桜の開花に合わせてライトアップも実施
令和5年度花瀬公園まつり開催**

4月2日(日)、花瀬自然公園内にて「令和5年度花瀬公園まつり」を開催します。ステージや地元特産品のフリーマーケット、お楽しみ抽選会なども行われます。司会は、おなじみの野口たくおさんです。また、桜の開花に合わせて花瀬公園内の「桜ライトアップ」も予定していますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

日 時 ▶ 4月2日(日) 10時～15時

場 所 ▶ 花瀬自然公園内
(花瀬でんしろう館多目的グランウンド)

入場料 ▶ 無料



●問い合わせ先
観光交流課 ☎ 28-2488

住民税務課 ☎ 22-3037

**申請期間は5月1日から5月31日まで
軽自動車税の減免申請手続き**

軽自動車などの所有者（納税義務者）で、障害者本人（ただし18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含む）は軽自動車税の減免措置が受けられます。減免申請手続きは5月1日(日)から5月31日(水)まで。

申請に必要なもの 本庁住民税務課・支所住民生活課

●車検証 ●免許証 ●手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）

▶減免は障害者ひとりにつき1台です。すでに普通自動車税の減免を受けている場合は減免されません。▶車検証の車体の形状欄に「車いす移動車



など記載されている場合も減免の対象になります。▶障害などの区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

令和5年度から軽自動車税の納期が5月に変更となります。また、軽自動車税は4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。廃車や変更は3月末までをお願いします。

住民税務課 ☎ 22-3039

**手ぶらで簡単にマイナンバーカード申請
郵便局で申請サポートを実施中**

令和5年3月31日まで、町内の郵便局にてマイナンバーカードの申請サポートを実施しております。手ぶらで簡単に、無料でできますので、ぜひ、この機会に申請してみたいかかでしょうか。

実施郵便局 ▶ ・大根占郵便局
・田代郵便局
・神川郵便局

手数料等 ▶ 無料

●マイナポイント第2弾の「ポイント申込期限」は2023年5月末まで延長されました。

※マイナポイント申込み対象となるのは、2月末までにマイナンバーカードを申請された分となります。